学校統廃合と小中一貫教育を考える学習会
学校統廃合と義務教育学校の
今日的状況
講演：山本由美（和光大学教授）
10月29日(土) 13:30～ かかしガーデン

泉北教育

NO.2352　2016.9. 28.
発行　泉北教職員組合
〒594-0071　和泉市府中町6-12-2
Tel.0725-41-1965 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@nifty.ne.jp

府教委 問題作成・採点・結果送付を業者に丸投げ

チャレンジテストは業者テスト

業者テストで内申点修正はできない

学校における業者テストの取扱い等について

（昭和51年9月7日　文部省初等中等教育局長通達より）

・学習の評価は、学校の指導計画に基づき教師自らが適切に行うべきものであり、また、進路の選択に関する指導は、この評価と教師が行う観察、調査、相談等を通じて的確に把握した個々の生徒の能力・適性、進路希望等を基にして行うべきであるので、安易に業者テストに依存することがあってはならないこと。

・業者テストを授業時間中に行うことは、学校があらかじめ作成する指導計画に基づく教育活動に支障を来す等のおそれもあり、望ましくないものであること。

・業者テストの定義　受験者の学力に係わる中学生向けのテストでその採点処理を業者が行い、その結果の報告書を各中学校や生徒に送付しているものをいう。

平成２８年度中学生チャレンジテスト　実施要項

６．調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする。

（１）調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への報告作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。

府教委がチャレンジテストで民間委託する「調査の一部」

文部省（当時）が禁止した「業者テスト」の定義

※大阪府教委は今年度の中学生チャレンジテストを２億６３１０万円で内田洋行に、委託しました。

6月実施の中3チャレンジテスト ずさんな業者の問題作成

不適切問題３問

府教委チェックできずそのまま実施

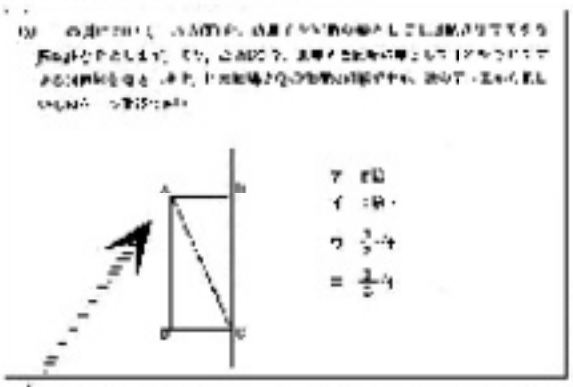

問題として不成立

問題文において「四角形ABCDが長方形であること」、「２点C, Dが直線ℓ上にあること」が示されていなかったため、解答に必要な条件が不足し、問題として成立せず、解答できない。

学習指導要領の範囲外

学習指導要領の範囲外である「フレミング左手の法則」を使わないと解答できない。

実施後、指摘を受けた府教委は、数学は全員を正解とする措置をとりました。一方、理科は、「フレミング左手の法則」を使わなくても教科書に実験結果の図解がでているので採点できるとしました。

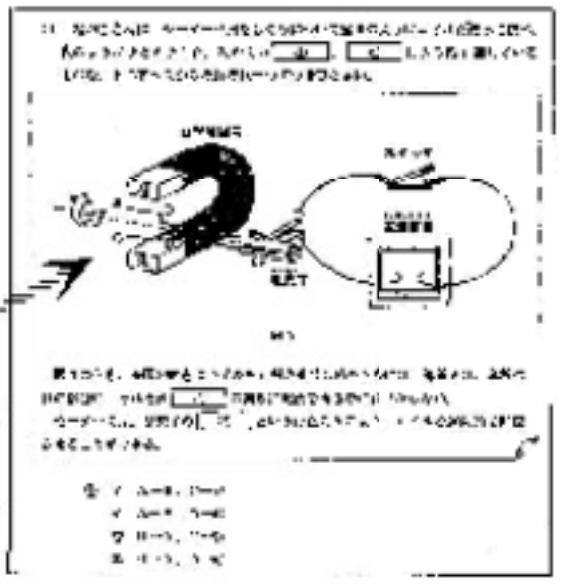

廃止しかない！　中学生チャレンジテスト